

北海道COVID-19支援ナース事業実施要項 新旧対照表

現行	改正後	摘要																														
<p>附則 この要項は、令和2年6月8日から施行する。 この要項は、令和2年12月14日から施行する。(一部改正) この要項は、令和3年4月1日から施行する。(一部改正) この要項は、令和3年9月1日から施行し、8月19日から適用する。(一部改正) この要項は、令和3年11月1日から施行する。(一部改正) この要項は、令和4年2月4日から施行し、1月9日から適用する。(一部改正) この要項は、令和4年2月24日から施行し、1月9日から適用する。(一部改正) この要項は、令和4年4月26日から施行し、4月1日から適用する。(一部改正) この要項は、令和4年7月28日から施行する。(一部改正) この要項は、令和4年10月11日から施行し、10月1日から適用する。 この要項は、令和5年1月6日から施行し、1月1日から適用する。</p> <p>看護職員の派遣に係る経費</p> <p>この要項第4の第1項に定める道が負担する経費については、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="188 991 976 1345"> <thead> <tr> <th></th> <th>日額</th> <th>2交替 12時間勤務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下欄以外の医療機関等</td> <td>22,400円</td> <td>33,600円</td> </tr> <tr> <td>重点医療機関</td> <td>66,240円</td> <td>99,360円</td> </tr> <tr> <td>新型コロナウイルス感染症に感染した入所者に対して継続して療養を行う高齢者施設</td> <td>44,160円</td> <td>66,240円</td> </tr> <tr> <td>高齢者施設(注)</td> <td>66,240円</td> <td>99,360円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 2日にわたって16時間の夜勤を行った場合は、業務従事日数は2日とする。 (注) 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの派遣に限ったとする。</p>		日額	2交替 12時間勤務	下欄以外の医療機関等	22,400円	33,600円	重点医療機関	66,240円	99,360円	新型コロナウイルス感染症に感染した入所者に対して継続して療養を行う高齢者施設	44,160円	66,240円	高齢者施設(注)	66,240円	99,360円	<p>附則 この要項は、令和2年6月8日から施行する。 この要項は、令和2年12月14日から施行する。(一部改正) この要項は、令和3年4月1日から施行する。(一部改正) この要項は、令和3年9月1日から施行し、8月19日から適用する。(一部改正) この要項は、令和3年11月1日から施行する。(一部改正) この要項は、令和4年2月4日から施行し、1月9日から適用する。(一部改正) この要項は、令和4年2月24日から施行し、1月9日から適用する。(一部改正) この要項は、令和4年4月26日から施行し、4月1日から適用する。(一部改正) この要項は、令和4年7月28日から施行する。(一部改正) この要項は、令和4年10月11日から施行し、10月1日から適用する。(一部改正) この要項は、令和5年1月6日から施行し、1月1日から適用する。(一部改正) この要項は、令和5年4月10日から施行し、4月1日から適用する。(一部改正)</p> <p>看護職員の派遣に係る経費</p> <p>この要項第4の第1項に定める道が負担する経費については、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1066 991 1854 1345"> <thead> <tr> <th></th> <th>日額</th> <th>2交替 12時間勤務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下欄以外の医療機関等</td> <td>22,400円</td> <td>33,600円</td> </tr> <tr> <td>重点医療機関</td> <td>66,240円</td> <td>99,360円</td> </tr> <tr> <td>新型コロナウイルス感染症に感染した入所者に対して継続して療養を行う高齢者施設</td> <td>44,160円</td> <td>66,240円</td> </tr> <tr> <td>高齢者施設(注)</td> <td>66,240円</td> <td>99,360円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 2日にわたって16時間の夜勤を行った場合は、業務従事日数は2日とする。 (注) 令和4年4月1日から令和5年5月7日までの派遣に限った特例とする。</p>		日額	2交替 12時間勤務	下欄以外の医療機関等	22,400円	33,600円	重点医療機関	66,240円	99,360円	新型コロナウイルス感染症に感染した入所者に対して継続して療養を行う高齢者施設	44,160円	66,240円	高齢者施設(注)	66,240円	99,360円	<p>令和4年4月1日以降、令和5年3月31日までの派遣に限った特例として設定された高齢者施設に派遣する場合における国の上限単価が令和5年5月7日まで延長されたことによる改正</p>
	日額	2交替 12時間勤務																														
下欄以外の医療機関等	22,400円	33,600円																														
重点医療機関	66,240円	99,360円																														
新型コロナウイルス感染症に感染した入所者に対して継続して療養を行う高齢者施設	44,160円	66,240円																														
高齢者施設(注)	66,240円	99,360円																														
	日額	2交替 12時間勤務																														
下欄以外の医療機関等	22,400円	33,600円																														
重点医療機関	66,240円	99,360円																														
新型コロナウイルス感染症に感染した入所者に対して継続して療養を行う高齢者施設	44,160円	66,240円																														
高齢者施設(注)	66,240円	99,360円																														